

福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住定住サポートの一環として、福井市への移住定住の促進及び若年世帯の住環境の向上に資することを目的に、予算の範囲内において、若年夫婦世帯及び子育て世帯が、市営特定公共賃貸住宅を賃借する際の家賃等に対し補助金を交付することについて、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるほか福井市営特定公共賃貸住宅管理条例（平成7年福井市条例第6号）で使用する用語の例による。

- (1) 若年夫婦世帯 夫婦のいずれかの者が40歳未満である夫婦（交付決定後6月以内に入籍する夫婦を含む。）を含む世帯
- (2) 子育て世帯 18歳未満の子を含む世帯
- (3) U・Iターン世帯 若年夫婦世帯にあつては夫婦のいずれか若しくはいずれもが、子育て世帯にあつてはその18歳未満の子が、福井県外から、住民票異動に伴い、第4条に規定する補助対象住宅に転入する世帯をいう。ただし、福井県内に転入するまでの1年以内に福井県内に住所を有していた者は除く。

(補助対象者)

第3条 この要綱に規定する補助の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和4年3月31日以前に交付決定を受けたことがある者で、若年夫婦世帯又は子育て世帯に属する者であり、次条に規定する補助の対

象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）を賃借する者であること。

(2) 令和4年4月1日以降に初回の交付決定を受ける者で、U・Iターン世帯かつ若年夫婦世帯、又はU・Iターン世帯かつ子育て世帯に属する者であり、補助対象住宅を賃借する者であること。

2 前項に掲げる補助の対象者は、次の全てに該当する者とする。

(1) 若年夫婦世帯においては夫婦のいずれも、子育て世帯においてはその18歳未満の子及びその保護者が、補助対象住宅に居住すること。

(2) 若年夫婦世帯にあつては夫婦のいずれかが、補助対象住宅の契約者となること。

(3) 福井市営特定公共賃貸住宅管理条例で定める入居基準を満たすこと。

(4) 過去にこの要綱による補助を受けていないこと。

(5) 次条に規定する補助対象住宅の家賃等において、国又は地方公共団体による他の補助を受けていないこと。

(6) 世帯員全員が市町村税を滞納していないこと。

(7) 第13条に規定する実績報告時において、補助対象住宅の家賃及び駐車場使用料の支払うべき費用において滞納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 前2項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を対象者とする。

（補助対象住宅）

第4条 この要綱に規定する補助の対象となる住宅は、次表に定める市営特定公共賃貸住宅とする。

団地名	棟	位置
-----	---	----

福	B棟	福新町2007番地
新田塚	C棟	新田塚2丁目72番3号

(補助対象経費)

第5条 この要綱の規定による補助の対象となる経費は、補助対象住宅への入居にかかる家賃及び駐車場使用料とする。

(補助金の額)

第6条 第3条第1項第1号の補助対象者の補助金の月額は、25,000円とする。ただし、補助対象者がU・Iターン世帯に属する場合には、補助金の月額は35,000円とする。

2 第3条第1項第2号の補助対象者の補助金の月額は、25,000円とする。

(補助金の交付対象期間)

第7条 補助金の交付対象期間の開始は、第9条に規定する交付の決定をした日が属する月の翌月(当該日が月の初日である場合は当該日の属する月)からとし、交付対象期間は24月を超えないものとする。

2 補助金の交付対象期間の終了については、交付期間の合計が24月を超えたとき又は第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったときのいずれか早い方とする。ただし、補助対象者の要件を満たさなくなった日が月の末日でない場合は、補助対象者の要件を満たさなくなった日が属する月の前月までとする。

(初回の補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象住宅の住宅使用請書の提出以前に、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表1に掲げる書類を添えて市長に提出しな

ければならない。

- 2 当該補助対象住宅での居住を始める予定の月が3月である場合（3月1日を除く。）においては、申請者は、前項の申請書に併せて、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付決定前着手届（様式第2号）を届け出なければならない。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは当該年度分の補助金の交付を決定し、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付決定通知（様式第3号。以下「交付決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は前項の通知を受けた以後に、入居の許可を受けるものとし、申請者が入居者とならなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の交付決定前着手届を届け出るときは、申請者は第1項の通知を受ける前に、補助対象住宅の入居の許可を受けることができる。

（2回目以降の補助金の交付申請）

第10条 前条の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、翌年度以降も補助金の交付を受けようとする場合は、第7条に規定する交付対象期間の範囲内で年度ごとに延長申請ができる。

- 2 交付決定者は、前項に規定する延長申請をする場合は、その期間の開始以前に福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付延長申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合において準用する。

(補助金交付変更申請)

第11条 交付決定者は、補助金の交付の決定後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付変更申請書(様式第5号)により、市長に申請するものとする。

(1) 補助金額

(2) 申請者名

2 第9条第1項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

(申請の取下げ)

第12条 交付決定者は、申請を取り下げる場合、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業交付申請取下げ書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第13条 交付決定者は、交付の決定に係る期間の終了後速やかに、当該事業の成果を記載した福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業完了実績報告書(様式第7号。以下「完了実績報告書」という。)に別表2に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 交付の決定に係る期間の終了が当該年度の3月である場合には、前項「交付の決定に係る期間の終了後速やかに」とあるのは、「交付の決定日の属する年度の3月31日までに」と読み替えるものとする。

(額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、

当該報告の内容を審査し、その内容が適正であると認めるときは補助金の額を確定し、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金確定通知（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定等の取消し）

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日以後において、第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 交付決定後において、市長が申請者又は対象住宅についてこの要綱の目的に反することがあると認めるとき。
- (4) 取下げ書の提出があったとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定を取消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第16条 交付決定者は、第14条の規定による通知を受けたときは、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出し、補助金を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、交付の決定に係る期間の翌年度に属する4月10日までに行わなければならないものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（個人情報の利用目的）

第 18 条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に、「福井市若年夫婦世帯等家賃補助事業補助金交付要綱」で事業計画の承認を受けたもの及び「福井市若年夫婦世帯等住宅応援家賃支援事業補助金交付要綱」の規定により交付決定を受けたものについては、補助金の交付期間が 24 月未満のものに限り、この要綱の規定により、交付期間の累計が 24 月に達するまで、継続して補助を受けることができるものとする。このとき、福井市若年夫婦・子育て世帯家賃支援事業補助金交付要綱第 7 条、第 8 条第 2 項及び第 12 条の規定は適用されないものとする。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則 2 の改正

規定は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係） 申請書に添付する関係書類

- | |
|---|
| (1) 戸籍の附票（U・I ターン世帯の場合のみ）
(2) その他市長が必要と認める書類 |
|---|

別表 2（第 1 3 条関係） 完了実績報告書に添付する関係書類

- | |
|---|
| (1) 世帯全員の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
(2) その他市長が必要と認める書類 |
|---|